

臨床神経学 個人情報・医学研究に関する指針チェックリスト

- 症例報告では、仮説検定は行わず、9例以下である。
- 患者・研究対象者の氏名、入院番号、イニシャル又は「呼び名」は記載しない。
- 患者・研究対象者の住所は記載しない。ただし、疾患の発生場所が病態等に関与する場合は区域までに限定して記載することを可とする。(神奈川県、横浜市など)。
- 日付は、臨床経過を知る上で必要となることが多いので、個人が特定できないと判断される場合は年月までを記載してよい。
- 他の情報と診療科名を照合することにより研究対象者が特定され得る場合、診療科名は記載しない。
- 既に他院などで診断・治療を受けている場合、その施設名並びに所在地を記載しない。ただし、救急医療などで搬送元の記載が不可欠の場合はこの限りではない。
- 顔写真を提示する際には目を隠す。眼疾患の場合は、顔全体が分からないよう眼球のみの拡大写真とする。
- 症例を特定できる生検、剖検、画像情報に含まれる番号などは削除する。
- 上記の☑リストの内、1つでも個人の特定期間可能な情報が含まれている場合は、患者個人ないし適切な代諾者から論文掲載の「患者同意書」を取得し、カバレーター欄にアップロードする。
- 「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」などにより該当する、施設の倫理委員会承認が必要とされる研究については、承認済みであること及びその承認番号と承認日を論文（方法）に記載する。
- 「症例報告」に薬剤の適応外使用についての記載があった場合は、施設の適応外医薬品の使用ルールを確認し、遵守している旨を謝辞の前に記載する。(症例報告は研究ではないため、「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」からは外れる。よって、倫理委員会承認は不要である。)